

郵便法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月四日法律第一二一号)

一、提案理由(平成一四年一二月二日・衆議院総務委員会)

片山国務大臣 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便法中、国の損害賠償責任の免除または制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等をしようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意または重大な過失により、引き受け及び配達記録をする郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、または提供することができなかつたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることを定めることとしております。

第二に、郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意または過失により、引き受け及び配達記録をする郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取り扱いその他総務省令で定めるものをその本旨に従って提供せず、または提供することができなかつたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることを定めることとしております。

その他、これらの損害賠償の請求には、現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は適用されないこととする等の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成一四年一二月一十九日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便法において国の損害賠償責任を免除または制限する規定は部分的に憲法違反であるとの最高裁判所の判決があったことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その内容は、郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意または重大な過失により、引き受け及び配達記録をする郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、または提供することができなかつたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることを追加することなどであります。

本案は、去る十一月六日日本委員会に付託され、十二日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日に質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一四年一月二七日）

山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便法中、国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの去る九月十一日に最高裁判所判決があったことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、新たに損害賠償の対象となる郵便物の種類及び損害賠償請求権者となる者の範囲等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。